

令和 2 年

第 1 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 1 号

1 月 3 1 日（金曜日） 忠生市民センターホール

出席議員（10 名）

1 番	相澤 耕太	2 番	鈴木 勇次
3 番	吉田 つとむ	4 番	佐藤 伸一郎
5 番	きりき 優	6 番	渡辺 しんじ
7 番	池田 英司	8 番	田島 きく子
9 番	岡田 旬子	10 番	大塚 智和

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	高橋 勝浩	副管理者	大坪 冬彦
監査委員	石田 等	会計管理者	小田島 一生
八王子市		町田市	
市民部長	野口 庄司	市民部長	今野 俊哉
町田市		多摩市	
市民総務課長	樋口 真央	くらしと文化部長	松尾 銘造
多摩市		稲城市	
コミュニティ・生活課長	麻生 孝之	市民部長	松本 葉子
稲城市		日野市	
市民課長	森 直美	環境共生部長	小笠 俊樹
日野市			
環境保全課長	佐藤 伸彦		

出席事務局職員

事務局長	宮崎 慶三	主査	大川 直貴
主査	三森 威典	速記士	波多野 夏香

1 月 3 1 日（金）議事日程

午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 第 1 号議案 令和元年度（2019 年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 第 2 号議案 令和 2 年度（2020 年度）南多摩斎場組合会計予算

第 7 第 3 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

第 8 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午後 1 時 47 分 開会

○議長（相澤耕太） これより令和 2 年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1

会議録署名議員の指名

○議長（相澤耕太） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第 43 条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

2 番 鈴木 勇次議員

3 番 吉田つとむ議員



○日程第 2

会期の決定

○議長（相澤耕太） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3

諸報告

○議長（相澤耕太） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。

令和 2 年 1 月 17 日、管理者から令和 2 年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を 1 月 31 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案 4 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第 121 条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

続きまして、副管理者につきまして申し上げます。

本年 1 月 26 日の八王子市長選挙におきまして、石森孝志市長が再選されましたので、組合規則第 10 条第 1 項の規定により、引き続き副管理者に就任されております。

また、本日、多摩市長、阿部副管理者は所用のため欠席との連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（相澤耕太） 事務局長の報告は終わりました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 皆様、本日はお忙しいところ、当議会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど報告がありましたとおり、1 月 26 日の八王子市長選挙におきまして石森孝志市長が再選をされまして、引き続き当南多摩齋場組合の副管理者に就任をされております。

本日、ご出席をいただいておりますので、できればご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相澤耕太） それでは、石森副管理者にご挨拶願います。

石森副管理者。

○副管理者（石森孝志） 皆さん、こんにちは。八王子市長の石森でございます。

引き続き副管理者を務めさせていただきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相澤耕太） ありがとうございます。管理者の発言は終わりました。



○日程第 4

報告第 1 号 南多摩齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第 4、報告第 1 号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めま

す。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和元年12月23日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 管理者の補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和元年12月23日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものでございます。

東京都人事委員会勧告を参考に職員の期末手当及び勤労手当の支給率の改定、並びに3月の期末手当支給を廃止するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容は主に2点ございます。

1点目は、期末・勤労手当の支給率について、年間支給月数を0.05月分引き上げ、現行の4.6月分から4.65月分に引き上げるものでございます。

2点目は、3月の期末手当支給を廃止し、3月の支給率を6月と12月の期末手当に配分するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 今、提案と説明がございましたけれども、町田市に準拠したということだったんですけれども、他4市の動向はいかがでしょう。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 期末手当の支給率0.05月分引き上げについては、令和元年第4回定例会で全ての組織市が議決をしております。3月の期末手当廃止に関しては、条例改正時期はそれぞれ市によって異なっ

ておりますが、全ての構成市においてこの改正がなされております。

以上です。

○議長（相澤耕太） 3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 今の点についてはわかりました。

先ほど東京都の勧告に基づいてということだったんですけれども、構成市5市の民間企業動向調査というのは、町田市は行われていないということを承知していますが、ほかのところで、どこかやられたところはありましょか。それをお尋ねします。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） この構成市で調査しているかというところについては、私は関知しておりませんが、議会上程をしている立場として申し上げますと、この件は東京都人事院勧告において公民格差があるとされたために参考して引き上げるもの、それからまた、斎場組合は申し合わせ事項によって人事、給与等は管理市である町田市に準拠することになっておりますので、したがって、斎場組合としての民間調査というのは行っておりません。

以上です。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 報告第1号に関して、反対をさせていただきます。

当町田市で同じ議案が出ました折に私どもは反対しております、その理由といたしましては、民間動向調査が23区と多摩地区はやっぱり違うんじゃないかということがありまして、多摩地区においてされていないという点と、それから、今回の分はあくまで正規職員に関するものでありまして、非正規職員との格差が一層大きくなるという、この2点で反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（相澤耕太） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。

反対討論がございましたので、本件については起立により採決をさせていただきます。本件を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤耕太） 起立多数であります。よって本件は承認されました。



○日程第5

第1号議案 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）

○議長（相澤耕太） 日程第5、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第1号議案 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,599万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億910万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市負担金を減額し、繰越金を平成30年度決算の確定により増額いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費における給料等の人件費を減額し、衛生費における燃料費等を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 管理者の補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

先ほど管理者が申し上げたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,599万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億910万3,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

順番が逆で大変申しわけございませんが、第4款、繰越金から説明させていただきます。

第4款、繰越金1,426万4,000円の増額は、平成30年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この結果、上の第1款、分担金及び負担金を2,985万6,000円減額し、1億9,104万4,000円とするものでございます。各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第2款、総務費433万6,000円の減額は、派遣職員の交代に伴う職員手当及び共済費等の人件費がほぼ確定したための減額、及びその他の科目の不用額減額によるものでございます。

第3款、衛生費1,165万6,000円の減額は、燃料費及び光熱水費の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（相澤耕太） 日程第6、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めま

す。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第2号議案 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,348万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

先ほど管理者から申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億2,348万1,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億2,090万円を計上させていただきます。各構成市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。

こちらは、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料1億176万9,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外の方の火葬室使用料2,455万円、式場使用料7,334万円、霊安室使用料387万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

これらの数値につきましては、前回の議会でご報告させていただきました令和2年度南多摩斎場組合事業運営計画に基づき算出したものでございます。

目の2、総務使用料45万6,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入35万4,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費245万7,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料などでございます。

第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費、節の1、報酬1,078万4,000円は、特別職及び非常勤職員の報酬でございます。

節の2、給料から節の4、共済費までは、派遣職員を含む組合職員5名の人件費でございます。

節の10、需用費109万6,000円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の11、役務費36万8,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び公用車の任意保険料などでございます。

節の12、委託料2,687万2,000円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会支支援業務委託料など、例年の業務委託料のほか、南多摩斎場の施設、設備の劣化度調査を行い、今後の長寿化計画を策定するための業務委託や樹木の計画的管理を行うことを目的とした樹木剪定計画策定委託料等を新たに計上させていただいております。

節の13、使用料及び賃借料116万1,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

節の17、備品購入費108万5,000円は、老朽化した業務サーバーや業務端末を更新するものでございます。

節の18、負担金補助金及び交付金15万7,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金75万4,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせて利子も計上しております。

項の2、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費、節の10、需用費1億829万7,000円につきましては、消耗品費のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が3,871万5,000円、火葬棟、待合棟、式場棟の電気代や水道代などの光熱水費が1,740万円ござい

ます。

また、修繕料4,768万2,000円は、毎年計画的に実施している火葬炉施設にかかる修繕費用のほか、施設、設備全体にかかる修繕費を計上したものでございます。

節の11、役務費38万3,000円は、待合室カーテン等の洗濯手数料ほかでございます。

節の12、委託料1億2,477万2,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理にかかる経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料6,969万6,000円、待合室接待業務委託料1,536万9,000円、庭園管理業務委託料709万5,000円、清掃業務委託料1,039万5,000円などで、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

節の13、使用料及び賃借料59万3,000円は、トイレの防臭器借上料等でございます。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

10番 大塚智和議員。

○10番（大塚智和） ありがとうございます。参考で教えていただければと思うんですけども、15ページの節10、需用費の中の説明、燃料費（火葬用灯油・LPG）について、まだまだ世界情勢がきなくさい部分もございまして、原油が値上がりして、こうした燃料費もアップするという懸念があるわけなんですけど、その辺はどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 火葬用灯油の燃料費のことでございます。これに関しましては、火葬件数が事業計画に定められたとおりの件数で、大体平均が1件57リットルということですが、単価80円の消費税で計上させていただいております。これは過去、イランの核合意の米国の離脱のときに非常に単価が上がりましたが、80円ぐらいだったので、ある意味、マックスで計上させていただいておりますが、恐らくこれを上回ることはないだろうと、通常ではそう考えております。

以上です。

○議長（相澤耕太） 10番 大塚智和議員。

○10番（大塚智和） ありがとうございます。そうした過去のデータといいたいまいしょうか、資料等でマックスで考えていらっしゃるということで、こればかりは誰もわからない部分もございまして、適時ご対応いただければと思います。

ありがとうございます。

○議長（相澤耕太） 3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 13ページの項の1の区分の26、公課費のところの公用車重量税0というのの意味がちょっとわかりにくかったんですが、お願いします。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 公用車重量税についてご説明申し上げます。これは、正確には車両重量税という税金でございます。車両重量税は、購入時と車検時、当斎場組合の場合は2年ごとに行いますが、その年分を払うという税金となっております。

当組合の軽車両に関しましては、2017年4月購入ということで、そもそも来年度は車検にも該当していないということがまず第1にございます。

それから、先ほどの補正予算で、実はこの費用を落としているのを気がつかれた方もいらっしゃると思うんですが、エコカー減税により、当斎場が保有している車両に関しましては全額免除となる。2021年3月31日までその状態が続くということで、今年度予算においても車両重量税はかかっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（相澤耕太） 3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 聞いた以上に丁寧に説明してもらったので、これで全部承知しました。ありがとうございました。

○議長（相澤耕太） 5番 きりき優議員。

○5番（きりき優） 2点伺います。

まず1つは、13ページにある役務費の通信運搬費のところ、電話の経費だと思ってしまうんですけども、以前から電話がつながりにくいというようなお話があったかと思えます。インターネット受け付けが始まったということで、今までは電話が2回線あると重複してしまう可能性があるということで1回線に限っていたのかなと思うんですが、インターネット受け付けも始まったということで、いまだに話し中のことが多いという

ようなお話も伺いますので、そろそろ回線をふやすというようなことも考えていいのではないかと思いますので、お考えを伺います。

もう1点が、9ページのところにある斎場使用料の霊安室使用料です。火葬棟の霊安室は、現在、2体収容ということになっていると思うんですが、たしか以前は3体だったのかなと思います。2体に減って、世間的にも家族葬などもふえてきていて、式場を借りないで霊安室だけを借りたいという方がふえている中で、火葬棟の霊安室をふやしてほしいというようなお話も伺うところですが、このあたりの方向性はどうなっているのか。

2点、教えてください。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず1点目の電話回線をふやしたらということについてでございますが、議員がおっしゃったように、インターネット受け付けを始めてから、電話が重なるといえますか、そういう状態は大分少なくなっているように感じております。

ただ、せっかく今ご意見をいただきましたので、状況についてはよく調べて、状況によっては検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の火葬棟にある霊安室、これはおっしゃったように、火葬直葬用のもので、現在2台の冷蔵庫がございます。これについては、議員からも今意見をいただきましたが、実は私どもも直接そういうご意見もいただいております。

そこで、実際に入れた場合の費用、それから、それによって得られる収入、そういったものをよく調査しながら、これはできれば実現に向けて検討してまいりたいということで、今まず状況調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） 4ページの歳入と歳出の関係なんですが、去年より161万4,000円減額になっていて、その主なものが使用料及び手数料の減なんですが、ちょっと私は説明のときに聞き漏らしてしまったかもしれないんですが、説明の欄に昨年との比較がないものですから、ちょっとわからないんですが、利用率が下がったというふうには思わないんですが、組織市住民以外の火葬室の使用料等が減ったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 使用料及び手数料の減は、おっしゃったとおり、組織市外住民の火葬室使用が落ち込んでいる、それとあと、第1式場の利用が多少落ちている、それが原因でございまして、どちらかというと、組織市外住民の火葬室利用が落ちている。逆に言いますと、組織市住民の利用がふえているということですが、それによつても、それによつてもというものでございませぬ。

以上です。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） それで全体として161万4,000円減っているんですけども、歳出で工夫をしたというふうに見てとれるんですけど、どこの部分でどういう形で努力して減らしていただいたのか、ご努力を説明していただければありがたいと思っております。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） どこの部分という、なかなか具体的な答弁が難しいんですが、全体とすると、経費の合理化といえますか、そういうことは常に心がけております。

あともう1つとしましては、衛生費の修繕料について、先ほど説明申し上げたとおり、全体の長寿命化計画を立てることから、それに基づいた計画的修繕を組む予定から、今年度は火葬室の計画修繕以外の修繕については若干抑えているというようなところはございます。

それとあと、今年度、計画されておりました二酸化炭素消火設備工事を2,764万円程度計上しておりましたが、それが終わって、今年度特に工事請負費がないということも反映しております。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第7

第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（相澤耕太） 日程第7、第3号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員等に関する規定を整備するため、関係する条例7本を一括して改正するものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 管理者の補足説明を申し上げます。

本案の主な内容としましては、事務補助等に従事する非常勤嘱託員を地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に位置づけ、一定の要件を満たす者に対し期末手当を支給するなど、勤務条件等について整備するものでございます。

このほか、東京都の運用と均衡を図るため、職員の懲戒処分のうち、減給の規定及び結婚休暇の取得時期の規定などを改めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっている議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたし

ます。

これより表決に入ります。

第3号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第8

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（相澤耕太） 日程第8、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するために実施するものでございます。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類につきましては排ガス、集じん灰、残骨灰を、また、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度につきましては排ガスを調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち、毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は3号炉と10号炉を調査いたしました。

調査日は、2019年11月27日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社でございます。

調査結果は中段部分の表のとおり、ダイオキシン類は指針値以下となっております。また、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては、火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございますが、その結果、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のとおり、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方に

は、これからも引き続き副葬品の自粛の協力をお願い
しまして、ダイオキシン類の発生防止の徹底に努めて
まいります。

説明は以上です。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたし
ます。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしまし
た。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしまし
たので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和2年第1回南多摩斎場組合議会定
例会を閉会いたします。

午後2時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署
名する。

議 長 相 澤 耕 太

署名議員 鈴 木 勇 次

署名議員 吉 田 つ と む